

(別添)

「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」(昭和36年11月25日自車第880号)の一部を改正する通達新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第880号
改正平成15年10月31日付け国自技第175号

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>1-3 (用語の定義)</p> <p>この要領における用語の定義は、(中略)次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「<u>走行距離計</u>」とは、<u>総走行距離計(オドメータ)</u>をいう。</p> <p>第3章 自動車の検査(事務関係)</p> <p>3-3-2 検査法人に対し審査の依頼を行う場合は、申請書及び添付書類を審査依頼書に添付して行うものとする。この場合において、検査票1及び自動車検査票(様式2)(以下「<u>検査票2</u>」という。)の登録番号又は車両番号欄、<u>原動機の型式欄、車台番号欄及び走行距離計表示値欄</u>については、原則として申請者に対し、ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載するよう依頼するものとする。</p> <p><u>この場合において、走行距離計の表示値については走行距離計の表示値の100km未満の端数を切り捨てて記載するよう依頼するものとする。</u></p> <p>なお、カーボン紙による複写等ではなく、検査票1に直接ボールペン等により車台番号が記載されている場合には、車台番号の文字の一部を消しゴム、指等で擦り、擦った部分の文字が消えないことを確認するか、又は、検査票1の欄外等に車台番号の下三桁を容易に消すことができないボールペン等で記載するものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1-3 (用語の定義)</p> <p>この要領における用語の定義は、(中略)次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3章 自動車の検査(事務関係)</p> <p>3-3-2 検査法人に対し審査の依頼を行う場合は、申請書及び添付書類を審査依頼書に添付して行うものとする。この場合において、検査票1及び自動車検査票(様式2)(以下「<u>検査票2</u>」という。)の登録番号又は車両番号欄、<u>原動機の型式欄及び車台番号欄</u>については、原則として申請者に対し、ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載するよう依頼するものとする。</p> <p>なお、カーボン紙による複写等ではなく、検査票1に直接ボールペン等により車台番号が記載されている場合には、車台番号の文字の一部を消しゴム、指等で擦り、擦った部分の文字が消えないことを確認するか、又は、検査票1の欄外等に車台番号の下三桁を容易に消すことができないボールペン等で記載するものとする。</p>

3 - 4 - 19 備考欄は、下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものによっては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1 . ~ 25 . (略)	(略)	(略)
26 . 最高速度 20km/h 未満の自動車及び被けん引自動車を除く普通自動車及び小型自動車（新規検査若しくは予備検査（法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車及び法第69条71の規定により自動車検査証が返納された自動車に限る。）継続検査又は構造等変更検査を受けるものに限る。）	走行距離計の表示値 (検査申請日)	走行距離計表示値 9000km (平成16年4月1日)

3 - 7 - 2 次の各号に掲げる書面により現車の提示が省略される自動車の検査にあたっては、当該各号の車台番号又は原動機の型式並びに走行距離計の表示値（第2号に限る。）が、申請書又は検査証（検査証を有しない場合においては、限定検査証又は抹消登

3 - 4 - 19 備考欄は、下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものによっては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1 . ~ 25 . (略)	(略)	(略)

3 - 7 - 2 次の各号に掲げる書面により現車の提示が省略される自動車の検査にあたっては、当該各号の車台番号又は原動機の型式が、申請書又は検査証（検査証を有しない場合においては、限定検査証又は抹消登録証明書若しくは自動車検査証返納証明書）

録証明書若しくは自動車検査証返納証明書)に記載されている車台番号及び原動機の型式並びに走行距離計表示値(申請書に記載されているものに限る。)と同一であることを確認する。

(1) (略)

(2) 保安基準適合証 当該書面に記載された車台番号及び当該書面の余白に記載された走行距離計の表示値

(3) (略)

第2号様式

(走行距離計表示値欄及び原動機・動力伝達装置欄に速度抑制装置を追加。
別紙参照。)

附 則

この要領は、平成16年1月1日から適用する。

ただし、この改正規程の適用の際現にあるこの要領による改正前の様式1による検査票は、この要領による改正後の様式1にかかわらず、当分の間、車台番号欄近くの余白に走行距離計表示値欄をゴム印等により記載することにより使用することができる。

に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認する。

(1) (略)

(2) 保安基準適合証 当該書面に記載された車台番号

(3) (略)

第2号様式 (略)

自動車検査票 1

様式1(2-8関係)

審査依頼書		自動車検査独立行政法人			検査部殿 事務所殿		検査手数料納付書		
01	検査の種類	継続検査・新規検査・構造等変更検査・予備検査							
	登録番号 又は車両番号	原動機型式	車台番号	走行距離 計表示値	□□□□□□ km mile				
保安基準に適合しない部分									
合 否 印 字 欄	02 同一性等	05 乗車装置	09 操縦装置	12 燃料装置	検査の受付				
	03 原動機・動力伝達装置	06 保安装置	10 緩衝装置	13 電気装置	審査結果押印等欄				
	04 車わく・車体	07 灯火類	11 走行装置	14 騒音・排出ガス対策装置					
		08 制動装置	15 その他						
[不具合状況] 汚損、損傷、破損、折損、劣化、摩耗、歪み、がた、緩み、遊び、脱落、亀裂、腐食、傾き、取付不良、機能不良、接触、接続、突起物、回転部分の突出、変形、油漏れ、液漏れ、水漏れ、ガス・エア漏れ、燃料漏れ、液量、灯火不具合(切換、個数、不点灯、取付位置、灯器損傷、点滅回数、灯色、光度、向き)、寸法不足、その他					審査結果通知書				
[その他の審査項目] 車名、型式、番号標板(封印、取付、損傷、汚損)、車台番号、原動機型式等、種別、用途、形状、車体表示(自家用/事業用、貸渡、制限車両、ダンブ番号)、自重計、自重計適合証					運輸支局殿 自動車検査登録事務所殿 審査結果通知欄				
[備考欄]					納税証 重量税 申請書	保険証 手数料 記録簿	1年	2年	
								審査保留	